令和８年（フ）第２１４号
埼玉県川越市稲荷町６番地18（ブルーハイツK302号室）、（開始決定時の住所）埼玉県ふじみ野市市沢三丁目５番８―910号
破産者　二宮　岳二
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３１２号
埼玉県所沢市東所沢１丁目14番地の５　ロイヤルハイツ東所沢202
破産者　前田　瑠菜
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３７６号
埼玉県川越市大字木野目231番地６、前住所埼玉県川越市氷川町137番地11
破産者　一戸　　奨
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３８４号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目3105番地の２　ドミールK　A―203
破産者　荻野　真也
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１０５２号
横浜市金沢区釜利谷西１丁目35番28号
破産者　山下　栄紀
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６６７号
東京都八王子市四谷町559番地11、開始決定時の住所川崎市高津区下作延３丁目23番23号入江ビル　201
破産者　千田　岩城こと　ＣＨＥＯＮ　ＡＭ　ＳＥＯＮＧ　千　岩城
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１４４号
川崎市多摩区中野島５丁目２番10―902号
破産者　小野　尚斗
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３８３号
川崎市高津区新作３丁目４番12号　メゾンドボヌール溝の口　402
破産者　上杉明日香
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第５７３号
神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目25番18号　渋谷ビル301号
破産者　板垣みつる
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６７号
神奈川県平塚市南金目1392番地の14
破産者　今野　直美（旧姓中村）
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第６４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4588番地86
破産者　髙橋　大樹
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第４５号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4679番地24
破産者　原田　皓羽
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第１２２号
岐阜市芋島４丁目10番６－３号
破産者　石丸　大智
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第４７８号
静岡市清水区草薙一里山23番11号、開始決定時の住所静岡市清水区柏尾736番地の３
破産者　土屋　孝太（旧姓　小関）
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１７号
静岡市清水区三保1591番地の１　ケアリー三保羽衣、旧住所静岡市清水区庵原町1799番地
破産者　岩田　光広
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０５号
静岡市清水区横砂南町４番56号
破産者　山下　　涼
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１６号
静岡市清水区原240番地の５
破産者　阿部　潤一
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２９４号
静岡市葵区三番町23番地の４　オーガスタ三番町102、旧住所静岡市葵区柳町95番地の２
破産者　松下　　翔
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３０７号
静岡市葵区千代２丁目24番59号　メイプル千代Ａ棟202
破産者　松下　勇哉
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部